

都税に係る軽減措置の継続について

1 固定資産税等の軽減措置

対 象	経 緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 (面積 200 m ² までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 (面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65%に 都市計画税 } 相当する税額まで 軽減

2 耐震化促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
耐震化のための建替え 又は改修を行った住宅 (昭和57年1月1日以前から所在する家屋を建て替えた場合又は耐震改修した場合)	○創設 平成20年度 ○目的 ・ 住宅の耐震化促進を支援 ・ 災害に強い東京を実現	<建替え> 固定資産税 } 都市計画税 } 10割 (3年度分) <耐震改修> 固定資産税 } 1戸あたり120m ² の 都市計画税 } 床面積相当分まで、 10割 (1年度分)

※ 対象は23区内の土地及び家屋です。